

第1章 指針策定の趣旨

1 指針策定の背景

アレルギー疾患対策基本法に基づき、アレルギー推進対策基本指針を踏まえ、埼玉県のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくために指針を策定する。

2 指針の位置づけ等、基本的事項

○指針の位置づけ

法第13条の規定(都道府県はアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる)に基づく指針

○対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーの6疾患等

○指針は必要に応じて随時見直す

第2章 アレルギー疾患の現状

第3章 アレルギー疾患対策を進める上での課題

1 アレルギー疾患に対する理解の向上と、発症・重症化の予防や症状の軽減

○アレルギー疾患の特徴

- ・慢性疾患であるため、長期にわたって適切な自己管理が必要
- ・急激に重症化し、アナフィラキシーショックを引き起こすことある

○アレルギー疾患に関する情報の提供

- ・正しい情報の不足から適切な治療を受けられない患者が存在
- ・県民の理解を高め、発症を予防するとともに患者を支援する気運を高める必要がある

○生活環境におけるアレルゲンや増悪因子等への対応

- ・疾患の増悪因子が日常生活環境中に幅広く存在

2 医療の質の向上と適切な医療を受けられる体制の確保

○アレルギー疾患医療体制の整備

- ・専門医療機関のネットワークやかかりつけ医との連携体制が必要
- ・診療ガイドラインに基づく標準治療のさらなる普及が必要

○医療機関や専門医に関する情報の提供

- ・病態に応じた適切な治療等ができる医療機関や専門医の情報を入手できる環境が不十分

3 アレルギー疾患患者を支援する人材や相談体制の確保

○患者等の支援に携わる関係者の資質向上

- ・患者の生活の質を向上させるため、保育所、学校、福祉施設、行政等の関係者の資質の向上や、関係者間の連携体制の確保が必要

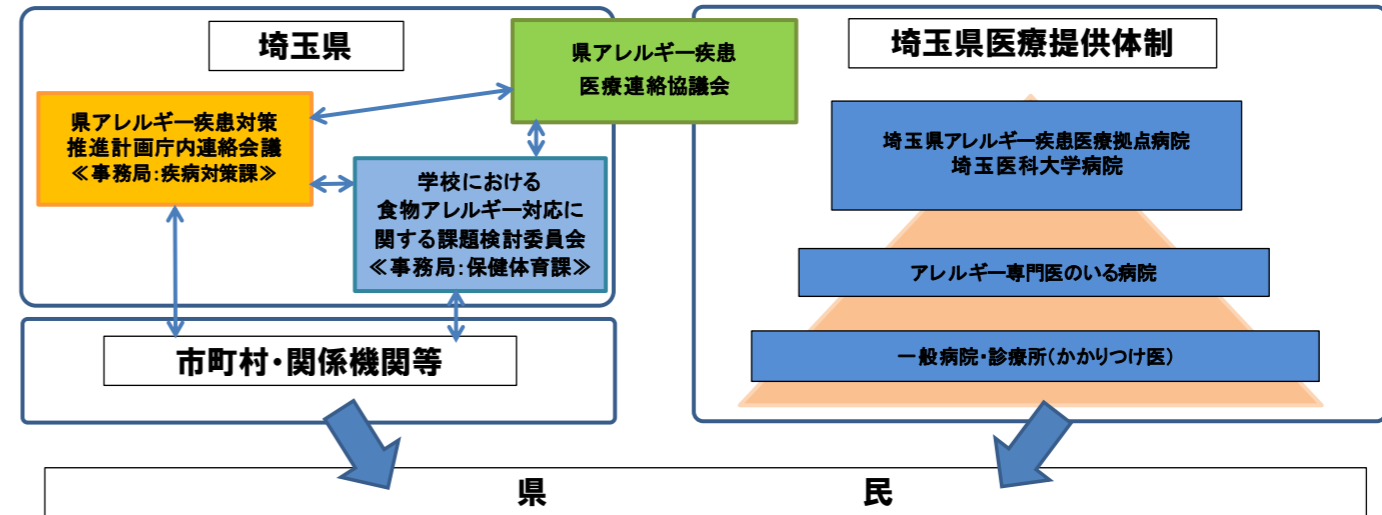
○場面に応じた相談対応

- ・保育所、学校、行政等において、適切な相談対応や支援が行えることが必要
- ・随時、患者が信頼して相談できる体制が必要

○災害に備えた体制の整備

- ・災害の備えに関する情報提供や、アレルギー疾患に配慮した食料の備蓄が必要
- ・災害時の症状悪化を予防するための適切な対応が必要

第5章 施策を推進するための体制



第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策

目標:アレルギー疾患の発症が抑えられるとともに、患者の症状が軽減し、QOLが守られる

I アレルギー疾患に関する普及啓発及び発症・重症化の予防のための取組の推進

最新の知見に基づく知識や情報の普及啓発

- ・HPや講座等を通じた、アレルギー疾患に関する知識や情報の提供・普及啓発

生活環境の改善・アレルゲン等の軽減対策

- ・大気環境基準の確保
- ・花粉症対策
- ・受動喫煙の防止
- ・アレルゲンを含む食品に関する表示等の対策
- ・室内環境におけるアレルゲン対策

II 症状や重症度に応じた適切な医療を受けられる体制の整備

アレルギー疾患医療体制の整備・医療人材の育成

- ・医療体制の整備(拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医等の連携)
- ・研修等による医療従事者の資質向上

アレルギー疾患医療に関する情報の提供

- ・専門医、医療機関等に関する適切な情報の提供

III アレルギー疾患患者の生活の質の維持向上

患者等の支援に携わる関係者の資質向上と連携体制の整備

- ・保育所、学校、行政等を対象とした研修体制、支援体制の充実
- ・関係機関の連携体制の強化

患者等の相談を受けられる体制の整備

- ・県(保健所)、市町村、学校等における相談支援の充実
- ・専門医療機関における相談体制の整備

災害に備えた体制の整備

- ・患者等に向けた啓発資材の提供や支援体制の整備
- ・アレルギー疾患に配慮した食料備蓄計画の策定